

令和6年10月以降に使用する 指定整備記録簿（旧様式）の取扱い

令和6年10月よりOBD検査が運用開始されることに伴いまして、指定整備記録簿の様式も変更となります。新様式の記録簿の使用開始時期は10月からとなっていますが、下記の通り**検査項目を一部訂正**していただくことで、従来の様式(以下「旧様式」)を**10月以降も使用可能**となっております。複数の様式が混在し事業者様にはご迷惑をおかけしますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

1. 新様式変更箇所

	二輪自動車以外（三号様式）		二輪自動車（四号様式）	
	削除	追加	削除	追加
■目視等による検査	変更なし	・自動運行装置	変更なし	変更なし
■検査機器等による検査	・指示針の振れ ・速度表示灯の誤差 ・定常走行騒音	・OBD検査結果	・指示針の振れ ・定常走行騒音	・前照灯光度 主×100 副×100

2. 旧様式の訂正方法（令和6年10月以降）

二輪自動車以外（三号様式）	：2項目追加、1項目編集、3項目斜線	【記入例1】
二輪自動車（四号様式）	：2項目斜線、1項目編集	【記入例2】

【記入例1】

(1)検査項目の追加は「走行テスト等の方法と結果」の欄を行う

<補足事項>

追加する検査項目

■検査機器等による検査	■目視等による検査
OBD検査結果	②自動運行装置
良・否	

←「検査機器等による検査」、「目視等による検査」も追加をお願いします
 ←「②」の追加もお願いします
 ←OBD検査対象外車、自動運行装置非搭載車の場合でも、左記項目を追加した上で斜線をお願いします

走行テスト等の方法と結果

(例：OBD検査対象外車、自動運行装置非搭載車の場合)

走行テスト等の方法と結果	■検査機器等による検査	■目視等による検査
	OBD検査結果	②自動運行装置
	良・否	

(2)目視等による検査の②を①に変更する

① その他（運行記録計・速度表示装置）

(3)指示針の振れ、速度表示灯の誤差、定常走行騒音には斜線を入れる

■検査機器等による検査	指示針の振れ	速度表示灯の誤差	定常走行騒音
	km/h	km/h	聴感・テスト デシベル

←「速度表示灯の誤差」の項目にすでに斜線が印刷されている場合は、追加の必要はありません。

【記入例2】

(1)指示針の振れ、定常走行騒音には斜線を入れる

<補足事項>

■検査機器等による検査	指示針の振れ	定常走行騒音
	km/h	聴感・テスト デシベル

(2)前照灯光度の欄に横線を入れ分割し「主×100」「副×100」「cd」を追加、測定値を該当欄に記入する

(例)ハイビームで光度を計測した場合⇒(主)の欄に数値を記入する

■検査機器等による検査	主×100	主×100
光	160	160
度	副×100	副×100
	cd	cd

←従来通りハイビームで検査する場合も左記項目を追加したうえで主の欄に測定値の記入、副の欄に斜線をお願いします

※その他記録簿の取扱いについて、「OBD検査ポータル」の「OBD検査適用開始日前後の取扱いに関するQ&A」にも掲載されています。ご参考にしてください。

